サラリーマンの副業と確定申告：知っておくべき基礎知識

副業における確定申告の必要性と「20万円の壁」

- 確定申告が必要な条件
  - 副業による「所得」が年間20万円を超える場合、確定申告が必要。
  - 「所得」とは、売上（収入）から必要経費を差し引いた金額。
  - 年末調整が済んでいる給与所得者が対象。
- 「所得」の計算方法
  - 所得＝売上（収入）－必要経費。
  - 例：副業売上が30万円、経費が15万円の場合、所得は15万円となり確定申告は不要。
- 住民税の申告について
  - 所得税の確定申告が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合がある。
  - 確定申告を行うと、自治体に情報が連携されるため、別途住民税の申告は不要。

副業の経費：どこまで認められるか？

- 漫画家・同人作家の経費例
  - 制作にかかる費用：
    - 画材費（ペン、インク、用紙など）。
    - PC、ペンタブレット、プリンターなどの機材購入費（減価償却が必要な場合あり）。
    - 作画ソフトやフォントの購入費、サブスクリプション代。
    - 資料代（書籍、雑誌、取材費など）。
    - 印刷費、製本費。
  - 活動場所にかかる費用：
    - 自宅作業の場合の家賃、水道光熱費、インターネット通信費（按分計算が必要）。
    - コワーキングスペースの利用料。
  - その他：
    - イベント参加費、出展料。
    - 打ち合わせの交通費や飲食費（一部）。
    - プラットフォーム手数料。
    - 税理士への相談料・依頼料。
- 家事按分の重要性
  - 自宅兼作業場の場合、家賃や光熱費などは「プライベート」と「副業」で按分計算が必要。
  - 按分基準として、作業時間や使用面積を利用する。
- 経費計上の注意点
  - 経費を漏れなく計上することで、所得を圧縮し節税が可能。
  - 領収書やレシートを保管し、正確な記録を残すことが重要。

副業の所得区分：「事業所得」と「雑所得」

- 所得区分の違い
  - 一般的に、サラリーマンの副業は「雑所得」として申告するケースが多い。
  - 「事業所得」として認められると、青色申告特別控除（最大65万円）などの特典がある。
- 「事業所得」と「雑所得」の判断基準
  - 判断基準：
    - 営利性・有償性の有無。
    - 継続性・反復性の有無。
    - 自己の計算と危険における企画遂行性の有無。
    - 費やした精神的・肉体的労力の程度。
    - 人的・物的設備の有無。
    - 職業としての認知度・社会的地位。
    - 生活状況（主たる収入源かどうか）。
  - 総合的に判断されるため、明確な線引きは難しい。
- 雑所得として扱われるケース
  - 本業が別にあり、副業に費やす時間や労力が限られている場合。
  - 副業の収入が本業に比べて少ない場合。
- 近年の改正による形式的な判断基準
  - 帳簿書類の保存状況や収入金額が考慮される。
  - 収入金額が300万円以下、かつ本業収入の10%未満の場合、雑所得と判断される可能性が高い。

まとめ

- 副業を行う際は、税金の知識を身につけることが重要。
- 正しい知識と準備で、安心して副業や創作活動を続けられる環境を整えよう。
- 税理士や専門家のサポートを活用し、適切な申告を行うことが成功への鍵。